

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

【1】市町村の推進体制の整備等

1. 土浦市における庁内の推進体制

(1) まちづくり推進室の設置

本市では、平成13年4月、産業部商工観光課に「中心市街地対策室」を設置し、平成22年度から中心市街地活性化基本計画の策定作業を行ってきたが、平成24年4月1日の機構改革に伴い、都市整備部都市計画課に「まちづくり推進室」を新設し、中心市街地活性化基本計画策定事務を移管した。平成29年4月1日の機構改革により、都市産業部都市計画課まちづくり推進室となった。

(2) 土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議

新たに二期計画を策定するにあたり、「土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を補佐し、市の組織を挙げて市街地再生・活性化に向けた取組において、市関係部局の積極的かつ主体的な関与が図れるよう、副市長、部局長、関係課長で構成される「土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議」を開催し、一期計画のフォローアップと併せて、二期計画の素案作成及びこれに伴う重要施策の調整に関する協議を行っている。

【土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議構成員】

副市長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、都市産業部長、建設部長、教育部長、消防長、政策企画課長、財政課長、広報広聴課長、総務課長、管財課長、市民活動課長、生活安全課長、環境保全課長、障害福祉課長、こども福祉課長、こども相談課長、高齢福祉課長、商工観光課長、農林水産課長、都市計画課長、道路管理課長、道路建設課長、公園街路課長、文化生涯学習課長、スポーツ振興課長、国体推進課長、消防総務課長

【土浦市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議の活動経緯】

年	月日	会議名	内容
平成30年	4月16日	平成30年度第1回庁内推進会議	・現計画の進捗状況について ・二期計画について
平成30年	6月21日	平成30年度第2回庁内推進会議	・二期計画の方針について ・活性化の目標と推進事業について
平成30年	7月20日	平成30年度第3回庁内推進会議	・二期計画（素案）について ・パブリック・コメントについて
平成30年	10月24日	平成30年度第4回庁内推進会議	・パブリック・コメントの実施結果について ・二期計画（案）について
平成31年	4月16日	平成31年度第1回庁内推進会議	・二期計画の認定について（報告） ・一期計画の進捗状況について ・一期計画の最終フォローアップについて
令和2年	4月16日	令和2年度第1回庁内推進会議	・二期計画の進捗状況について ・二期計画の定期フォローアップについて ・二期計画の変更について

2. 地元関係者による推進体制について

(1) 土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会

本市の中心市街地活性化の基本的な方針や活性化の目標、活性化に資する事業を検討するため、地域住民の代表者、商工業者、学識経験者、市議会議員、行政職員等で組織した「土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置している。

土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会要綱

(平成 22 年 7 月 28 日告示第 154 号 改正 平成 29 年 4 月 26 日告示第 150 号)

(設置)

第 1 条 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条の規定に基づき土浦市中心市街地活性化基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり必要な事項を検討するため、土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 商工業関連団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市議会議員
- (5) 茨城県職員
- (6) 副市長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

4 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる者に該当する委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。

5 委員長は、第 2 条第 1 号に規定する調査審議の結果、作成した計画案その他必要な事項を市長に報告する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内策定検討会議)

第6条 委員会に委員会の事務を補佐させるため、庁内策定検討会議（以下この条及び次条において「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は副市長を、副幹事長は都市産業部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 検討会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、会議の議長となる。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に副幹事長及び幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 幹事長は、会議の結果を委員会に報告する。

(平24告示68・平29告示80・平29告示150・一部改正)

(ワーキングチーム)

第7条 第2条に規定する所掌事項に係る資料の収集その他必要な作業を行うため、検討会議にワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、リーダー及びメンバー20人以内をもって組織する。
- 3 リーダーは、メンバーの互選によりこれを定める。
- 4 メンバーは、別表第2に定める職にある者のうちから幹事長が選出する。
- 5 ワーキングチームの会議（以下この条において「会議」という。）は、リーダーが招集する。
- 6 リーダーは、会議の議長となる。
- 7 幹事は、必要に応じて、会議に出席することができる。
- 8 リーダーは、必要があると認めるときは、会議にメンバー以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 9 リーダーは、会議の結果を検討会議に報告する。

(庶務等)

第8条 委員会の事務局は、都市産業部都市計画課に置く。

- 2 委員会の庶務は、市長公室政策企画課、都市産業部商工観光課及び都市計画課において処理する。

(平24告示68・平29告示80・一部改正)

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平29告示80・一部改正)

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日告示第68号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月31日告示第80号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月26日告示第150号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

（平24告示68・平29告示80・平29告示150・一部改正）

市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、建設部長、教育部長、消防長、政策企画課長、財政課長、総務課長、市民活動課長、生活安全課長、環境保全課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、健康増進課長、商工観光課長、都市計画課長、建築指導課長、道路課長、住宅営繕課長、公園街路課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会生涯学習課長、教育委員会文化課長、消防本部総務課長

別表第2（第7条関係）

（平24告示68・平29告示80・一部改正）

市長公室政策企画課、市長公室財政課、市長公室広報広聴課、総務部総務課、総務部課税課、市民生活部市民活動課、市民生活部生活安全課、市民生活部環境保全課、保健福祉部社会福祉課、保健福祉部高齢福祉課、都市産業部商工観光課、都市産業部農林水産課、都市産業部都市計画課、建設部道路課、建設部住宅営繕課、建設部公園街路課、教育委員会生涯学習課、教育委員会文化課、教育委員会スポーツ振興課及び消防本部総務課に所属する副参事、主任政策員、室長、課長補佐、政策員、主査又は係長

【土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会構成員】

（敬称略・順不同）

区分	所属	役職	備考
学識経験者	筑波大学システム情報系社会工学域	教授	委員長
まちづくり団体・地域の代表等	土浦商工会議所	青年部会長	
	（一社）土浦青年会議所	理事長	
	NPO 法人まちづくり活性化土浦	理事長	
商業団体・事業所等	土浦都市開発(株)	常務取締役	副委員長
	（株）アトレ 土浦店	主任	
	（公社）茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部	幹事	
	（株）JTB 茨城南支店	支店長	
市議会	産業建設委員会	委員長	
行政	土浦市	副市長	

【土浦市中心市街地活性化基本計画策定委員会の活動経緯】

年	月日	会議名	内容
平成 30 年	5 月 14 日	第 1 回策定委員会	・ 現計画の進捗状況について ・ 二期計画について
平成 30 年	7 月 2 日	第 2 回策定委員会	・ 二期計画の方針について ・ 活性化の目標と推進事業について
平成 30 年	8 月 8 日	第 3 回策定委員会	・ 二期計画（素案）について ・ パブリック・コメントについて
平成 30 年	11 月 6 日	第 4 回策定委員会	・ パブリック・コメントの実施結果について ・ 二期計画（案）について

3. 市議会における推進体制

本市市議会の事前委員会及び全員協議会において、中心市街地活性化に向けた取組や、土浦市中心市街地活性化基本計画（案）の概要等について協議等を行った。（策定段階から議論に加わってもらうため、市議会からも委員を選出している。）

平成 30 年	3 月 6 日	定例会
平成 30 年	6 月 12 日	定例会
平成 30 年	8 月 29 日	都市建設委員会
平成 30 年	9 月 4 日	定例会

【2】中心市街地活性化協議会に関する事項

1. 土浦市中心市街地活性化協議会(平成 24 年 8 月設立)及び幹事会

【土浦市における中心市街地活性化協議会設立の意義】

- ・ 中心市街地活性化に取り組むに当たっては、これまでのような「行政主体」「商店街主体」では限界があり、あらゆる層の“市民”が、共通認識化と綿密な調整の下、多角的に取り組んでいく必要がある。
- ・ 本市においては「中心市街地活性化基本計画」が策定委員会にて検討されていることもあり、「中心市街地活性化協議会」については、広く土浦の活性化を目指すために、「円滑な事業の実施に向けた調整」の機能に特化させ、本市が中心市街地活性化に取り組む限り継続して設置・運営される組織として位置づける。

(1)土浦市中心市街地活性化協議会(親会)

【役割】 土浦市中心市街地活性化基本計画に対する意見集約、意見書の提出、規約の改正、人事、予算決算、全体事業計画、親会主催事業等の協議承認等を協議する。

【土浦市中心市街地活性化協議会構成員】

(平成 30 年 5 月 10 日現在)

No	法令根拠	構成員	役職等
1	第 15 条第 1 項 (商工会議所)	土浦商工会議所	会 頭
2			副会頭

3			青年部会長
4			女性会会長
5	第 15 条第 1 項 (まちづくり会社)	土浦都市開発(株)	常務取締役
6	第 15 条第 4 項 (市町村)	土浦市	都市産業部長
7	第 15 条第 4 項 (商業者)	土浦商店街連合会	会長
8			副会長
9	第 15 条第 4 項 (交通関係)	東日本旅客鉄道(株)土浦駅	駅長
10		関東鉄道(株)	常務取締役 自動車部長
11		NPO 法人まちづくり活性化土浦	理事長
12	第 15 条第 4 項 (住民代表)	土浦市地区長連合会	会長
13		土浦市女性団体連絡協議会	副会長
14	第 15 条第 8 項 (地域経済)	(株)アトレ土浦店	主任
15		土浦市金融団	幹事行
16			幹事行
17		(公社)茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部	幹事
18		(一社)土浦青年会議所	理事長
19		土浦農業協同組合	代表理事 組合長
20	第 15 条第 8 項 (教育)	筑波大学	教授
21		つくば国際大学	教授
22		(一社)霞ヶ浦市民協会	副理事長
23		茨城県建築士会土浦支部	まちづくり委員長
24		(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会県南支部	会計
	オブザーバー	内閣府地方創生推進事務局	参事官補佐
	オブザーバー	茨城県産業戦略部中小企業課	課長

※ まちづくり会社 (土浦都市開発(株)) ……資本金: 300,000 千円

市出資額: 149,000 千円 出資比率: 49.7%

(2)土浦市中心市街地活性化協議会幹事会

【役割】 親会に協議を付託する事項の調整、運営調整、スケジューリング等を行う。

【土浦市中心市街地活性化協議会 幹事会名簿】

(平成 30 年 5 月 10 日現在)

(敬称略・順不同)

No	構成員	役職等	備考
1	土浦都市開発(株)	常務取締役	幹事長
2	土浦商工会議所	副会頭	副幹事長
3	NPO 法人まちづくり活性化土浦	理事長	
4	土浦市	市長公室長	
5	土浦市	都市産業部長	

【土浦市中心市街地活性化協議会及び同幹事会の活動経緯】

年	月日	会議名	内 容
平成 24 年	8 月 6 日	第 1 回土浦市中心市街地活性化協議会（設立総会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化協議会について ・ 中心市街地活性化基本計画概要について
平成 24 年	10 月 22 日	第 1 回中活協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会について ・ 基本計画関連事業について
平成 24 年	11 月 21 日	第 2 回中活協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 第 2 回中心市街地活性化協議会について
平成 24 年	12 月 25 日	第 3 回中活協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 第 2 回協議会提出議案について
平成 25 年	1 月 16 日	第 2 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化施策の現状と課題
平成 25 年	5 月 9 日	第 4 回中活協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 第 3 回協議会提出議案について
平成 25 年	5 月 23 日	第 3 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなかランドデザインの拠点別開発イメージ ・ 新計画の基本的な方針及び目標 ・ 新計画の部門別事業の内容
平成 25 年	6 月 24 日	第 4 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新計画の主要事業 「土浦市新庁舎整備事業について」
平成 25 年	7 月 25 日	第 5 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新計画の主要事業 「土浦駅前北地区再開発事業について」
平成 25 年	8 月 20 日	第 5 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 回協議会提出議案について
平成 25 年	9 月 19 日	第 6 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画(案)について ・ 新計画の主要事業 「土浦駅周辺整備事業について」
平成 25 年	10 月 21 日	第 7 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗対策事業について ・ 協議会意見書（案）について

平成 25 年	12 月 16 日	第 8 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画(案)について ・ 協議会意見書(案)について
平成 26 年	1 月 16 日	第 6 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制について[部会] ・ 今後のスケジュールについて
平成 26 年	4 月 21 日	第 9 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画認定についての報告 ・ 講演
平成 26 年	7 月 28 日	第 10 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗状況について
平成 27 年	2 月 23 日	第 11 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波大学生による土浦まちづくり提案 ・ 講演
平成 27 年	5 月 13 日	第 7 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 12 回協議会について
平成 27 年	5 月 18 日	第 12 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度進捗状況について
平成 28 年	4 月 26 日	第 8 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 13 回協議会について
平成 28 年	5 月 12 日	第 13 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度進捗状況について
平成 28 年	10 月 6 日	第 9 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年	3 月 31 日	第 14 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について(報告) ・ 土浦港周辺広域交流拠点基本計画の策定について(報告)
平成 29 年	4 月 28 日	第 10 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 15 回協議会について
平成 29 年	5 月 8 日	第 15 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度進捗状況について ・ 土浦市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年	2 月 13 日	第 11 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 16 回協議会について
平成 30 年	2 月 26 日	第 16 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)桜町三丁目横丁テナントミックス事業について
平成 30 年	4 月 24 日	第 12 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 17 回協議会について
平成 30 年	5 月 10 日	第 17 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度進捗状況について ・ 二期計画の策定について
平成 30 年	8 月 22 日	第 13 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 18 回協議会について
平成 30 年	8 月 29 日	第 18 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二期計画(案)について ・ パブリック・コメントの実施について
平成 30 年	11 月 9 日	第 14 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 19 回協議会について
平成 30 年	11 月 19 日	第 19 回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二期計画(案)について ・ 協議会意見書(案)について
平成 31 年	4 月 24 日	第 15 回土浦市中心市街地活性化協議会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 20 回協議会について

令和元年	5月9日	第20回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・二期計画の認定について（報告） ・平成30年度進捗状況について ・一期計画の最終フォローアップについて
令和2年	5月15日	第21回土浦市中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・二期計画の進捗状況について ・二期計画の定期フォローアップについて ・二期計画の変更について

(3)土浦市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成 30 年 11 月 19 日

土浦市長 中川 清 様

土浦市中心市街地活性化協議会
会 長 中 川 喜 久



第二期土浦市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成 30 年 11 月 8 日付け土都計発第 237 号で、貴市より意見照会のありました「土浦市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

貴市におかれましては、平成 26 年に中心市街地活性化基本計画の認定を受け、「歴史が息づく 人々が集う、魅力ある湖畔の都市」をテーマに 5 年間の計画期間を満了されようとしています。

同計画では市庁舎、図書館の中心市街地への移転と霞ヶ浦の水辺空間を活かした交流人口の増加を図ることを柱とした 79 事業に取り組みましたが、目標に掲げた指標 4 項目の達成は難しい状況にあります。

このことに鑑み、当協議会は第二期中心市街地活性化基本計画策定に際し、改めて各分野における関係者から、多くのご意見を拝聴し協議を重ねて参りました。

つきましては、当協議会の活性化における意見として、下記の通り取りまとめましたので、よろしく願い申し上げます。

記

1 中心市街地の将来像について

第一期計画を踏襲され「歴史が息づく人々が集う、魅力ある湖畔の都市」をテーマとしたことは、歴史・文化とあわせ、霞ヶ浦を活用した活性化をイメージさせるものであり本市の特性が十分に反映されたものであると考えます。

2 中心市街地の位置及び区域について

土浦駅を中心に、第一期計画で整備された市役所・図書館、及び歴史的資源の活用が期待される亀城公園を含む西口エリアと、広域圏からの集客機能を有する霞ヶ浦を臨む東口エリアを含んでおり、本市の特性を活かした計画策定に最適な区域であると考えます。

3 中心市街地活性化の指標目標について

基本計画を策定する上で、適正な指標目標を設定することは、最も重要な視点の一つであります。

第一期計画の主要事業である市役所・図書館の移転により、平日における駅前周辺の歩行者交通量は増加しましたが、休日の賑わいに課題を残しております。

このことから、休日における余暇活動を指標に定めたことは適切であると考えます。

また、商業・業務機能の活性化の指標においても、新たな担い手を誘引する視点から、新規出店数・起業数に設定されたことは適正であると考えます。

居住人口の増加に資する指標については、人口減少社会にあるなかで、市内全域に占める中心市街地の相対的な割合を指標に改めたことは十分理解できますが、活性化の視点から絶対的な居住者を増やすことが必要と考えます。

このことから、中心市街地の居住者を増やすため高い意識を持った取り組みを積極的に展開いただくようお願いいたします。

4 計画に盛り込まれた事業について

第二期基本計画（案）は、第一期基本計画事業を礎に、更なる賑わい創出を図る事業であります。目標の達成、及び実質的な活性化を図るため次の提案をいたします。

(1) 亀城公園整備事業について

中心市街地全体の賑わいを創出する上で、亀城公園を市民の憩いの場及び観光拠点とするための修繕・整備は重要な事業であると考えます。

そのためにも市民が親しみと誇りを持てる亀城公園となるよう、市民の意見が反映された城址整備をお願いいたします。

また、恒常的な賑わいを図るため、お堀の活用を含む様々なソフト事業の展開と併せ、多くの市民が集い交流の場となるよう利用しやすい環境づくりをお願いいたします。

(2) バリアフリー推進事業について

中心市街地の回遊性を高めるために、歩道の改修は非常に重要な事業と考えます。

高齢者や障害者、子育て世代が安心して街を歩くために、交通量の多い125号線（駅前通り）の歩道改修は焦眉の急であります。サイクリストによる自転車の往来も増えていることから、歩行者・自転車双方が安心して通行できる歩道整備をお願いいたします。

(3) サイクリング事業について

つくば霞ヶ浦りんりんロードの開通と、PLAY atre オープンによって首都圏をはじめ多くのサイクリストが中心市街地を訪れています。

この機会を逃すことなく、茨城県をはじめ関係市町村と広域に連携を図ると共に、土浦駅や株アトレなどサイクリングロードを活かすためのステークホルダーを有機的かつ柔軟に連携させる取り組みが望まれます。

サイクリングによる集客を中心市街地の商業活性化にも繋げられる取り組みにも注力いただきたい。

また、「サイクリングのまち」の醸成に向けて、まちなかを行き交う全ての人が安全に通行できることが不可欠です。矢羽根の整備やサインを充実させることとあわせ、市民のサイクリングに対する啓蒙活動もお願いいたします。

(4) 土浦港周辺広域交流拠点整備事業について

第一期計画に引き続き、霞ヶ浦周辺地域が中心市街地の区域内に計画されたことは、最も重要なことと考えます。

平成 29 年に土浦港周辺広域交流拠点基本計画が策定され、霞ヶ浦の水辺の開発計画が示されました。

同計画において、開発圧力を高めるため市が先行して施設整備を行い、民間投資の参入を促進するとしています。この先行整備が十分な機能を発揮するためにも、民間企業誘致に対する熱意ある姿勢が求められます。

第二期計画においては土浦港周辺の開発が主要事業であることから、国の支援制度を活用すると共に、民間の視点を取り入れた事業の推進をお願いいたします。

また、霞ヶ浦の水質浄化は市民の念願であり、まちの新たな付加価値の創造に繋がります。

水質の改善を体感できる仕組みづくりは、本会発足以来、常に意識し要望してきたものでありますので、本計画により推進されることを強く期待いたします。

(5) 空き店舗対策について

空き店舗の対策においては、開業支援事業が一定の効果をもたらす駅前周辺においては目につく「シャッター店」は少なくなっています。

また、建物の老朽化等により条件の良い空き店舗が少なくなっていることから、減少に涉々しい成果を挙げられない背景もあります。

他方、中心市街地における家賃相場が低下するなか、賃料を補助する仕組みは高い効果が得られづらいと考えます。

他地区でも実施されている、店舗改装費用や設備投資に対し補助金を交付する取り組みは、特に新規創業者に対して効果が高く、事業継続の動機づけにも繋がると考えております。

このことから、より効果的な補助制度の仕組みを検討いただきたい。

(6) 空き店舗・低未利用地活用推進事業

前述の通り、空き店舗対策については効果が表れつつありますが、商業機能の充足には至っておりません。

市民ニーズに即した店舗や、他地区にはない魅力的な店舗の誘致による商業活性化は中心市街地の集客と併せ、居住者の満足度向上にも繋がります。

このことから、既存ストックの有効活用に向けた意識啓発と併せて、出店促進を図るマッチング事業等、更に踏み込んだ取り組みによる事業推進をお願いいたします。

(7) シティプロモーション推進事業について

都市間競争が進むなか、「選ばれるまち」を推進するプロモーション活動は近年重要性が高まっております。

強くまちを PR していくにはシティプロモーションの担い手であり、発信力の強い高校生等若年層を巻き込むことが不可欠であり、その訴求を図るには、多様なメディア施策を通じた活動を含め、様々な取り組みが求められます。

若者の郷土愛を育み、「将来帰りたいくなるまち」になるよう、時流に沿った柔軟な取り組みをお願いいたします。

5 計画に記載のない事業について

(1) プレミアム付き商品券発行事業

同事業は平成18年より十余年に亘り継続された事業であり、商業者、消費者双方に有効な事業であったと考えます。中心市街地における商業活性化という観点からは効果が限定される面もありますが、継続を望む市民の声も多いことから再考をお願いいたします。

(2) 土浦駅東口ペDESTリアンデッキ延伸整備事業

同事業は第一期計画に記載された事業で、霞ヶ浦へのアクセス向上を図る取り組みであることから、予てから積極的な推進をお願いしていた事業であります。

前述の通り霞ヶ浦の活用は賑わい創出に大きな位置づけになっていることから、再考をお願いいたします。

(3) まちづくり人材育成について

将来に亘って中心市街地活性化を含むまちづくりを推進するためには、担い手となる人材育成は最も重要な課題の一つであります。

マンパワーの育成は一朝一夕では成されないことから、人材の発掘、育成に対して十分な理解と支援体制を構築いただくようお願いいたします。

(4) 女性視点のまちづくり

「選択と集中」により中心市街地の活性化を図るためには、市民全体の理解が必要であり利用者の声に耳を傾けることが肝要です。

特に消費行動の中心となる女性の意見を取り入れることは、まちづくりにおいて重要な視点であることから、今後におきましては、女性の意見が十分に反映されるよう組織の改編を含めた配慮をお願いいたします。

6 総括

人口減少や地域間競争の激化など都市産業構造の変遷が著しいなか、中心市街地活性化を図る第二期計画の認定を目指す貴市の取り組みに敬意を表し深く感謝いたします。

中心市街地活性化の取り組みは、中長期的な視点が必要とされる一方で、投資に見合った効果が求められます。

このような観点からも、2期10年において活性化を図ることが駅前再開発を含むハード整備の効果を十分に浸透させることに繋がると考えます。

第一期計画においては、所期の目標に対し必ずしも十分な結果が得られなかったと考えており、事業の実施状況等について備に検証し、実情に即した柔軟な取り組みをお願いいたします。

第二期基本計画策定に際し、様々な意見や考えを示しましたが、当協議会はまちづくりに参画する様々な機関より意見聴取し、これからのまちづくり、ひいては市政にとっても重大な課題である「人口減少」「災害対策」「インフラの老朽化」「エネルギー対策」の4つの課題を克服するコンパクトシティという共通認識のもと取りまとめたものであります。

当協議会においては、本書に示した内容を含めて、今後とも「歴史が息づき 人々が集う、魅力ある湖畔の都市」の理念に沿って、中心市街地活性化の実現に向け努めて参りますのでよろしくをお願いいたします。

【土浦市中心市街地活性化協議会規約】

(協議会の設置)

第1条 土浦商工会議所及び土浦都市開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「土浦市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を土浦商工会議所に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議、並びに調査、研究及び調整活動を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に関し必要な事項
- (3) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 土浦商工会議所
- (2) 土浦都市開発株式会社
- (3) 土浦市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前号各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監事、及び委員をもって組織する。

(会長副会長及び監事)

第7条 会長は、委員の中から選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 監事は協議会の会計を監査する。

(委員)

第8条 委員は、第5条第1項各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は非常勤とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の任期満了までとする。

(相談役)

第9条 協議会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、本会の目的達成に必要な重要事項について、会長の求めに応じて意見を述べることができる。

3 相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 相談役の任期は、第8条3項及び4項を準用する。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会等の設置)

第13条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織(以下「幹事会等」という。)を置くことができる。

2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャーの設置)

第14条 協議会運営の全般に関する指導・助言を受けるために、必要に応じてタウンマネージャーを置くことができる。タウンマネージャーは協議会の同意を得て会長が指名する。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、土浦商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第16条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第18条 会長、副会長、監事、及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(会計)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、土浦商工会議所がこれを清算する。

(規約の改正)

第21条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することが出来るものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成24年8月6日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 3 この規約改正は、平成25年5月23日から実施する。

【3】基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

中心市街地活性化のための事業は、過去からの経緯、現状の客観的把握・分析を踏まえた上で、地域住民のニーズに即したものでなければならず、多様な施策を互いに連携させて一体的に実施する必要がある。

1. 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

(1)客観的現状分析

統計的なデータを用いた現状分析については、第1章[5]、中心市街地の概況及び[8]、中心市街地の課題に記載している。

(2)地域住民のニーズ等の分析

中心市街地に対する市民等のニーズを把握するため、平成27年度に実施した「土浦市民満足度調査」、平成28年から30年にかけて実施した「まちなか賃貸住宅家賃補助制度」の利用者へのアンケート調査、平成30年度に実施した市役所新庁舎および新図書館の利用者へのアンケート調査に基づき、中心市街地の活性化に係わる項目について分析を行った。

結果については、第1章[6]、中心市街地に対するニーズの把握に記載している。

(3)事業・措置の集中実施

県南の広域拠点都市として長い歴史を持つ土浦市も、バブル経済の崩壊以来、長引く景気低迷で全国の主要都市と同様に、中心市街地における居住人口の減少、少子・高齢化の進行、空き店舗やオフィスの空室の増加、商業・業務・サービス等の都市機能全般の低下、都市間競争の激化等により中心市街地の空洞化が進行しており、その解決に向けた取り組みが緊急の課題となっている。

このため、中心市街地におけるまちづくりは、土浦駅前地区再開発ビルウララでの新庁舎整備や土浦駅前北地区市街地再開発事業地での新図書館等の建設を起爆剤と捉え、重点的に取り組んできた。その結果、平日の歩行者交通量の増加や、観光関連施設利用者数の増加など、部分的な整備効果の発現が見られるものの、霞ヶ浦の水辺エリアや亀城公園周辺エリアでの取組を中心に、その波及効果をより発揮できるよう、市街地整備、都市福利施設整備、まちなか居住、商業活性化、公共交通対策等の各種施策を集中的に実施する。

2. 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整

(1) 多様な市民参加イベントの開催

中心市街地活性化への取組を市民・事業者・行政が一体となって推進するにあたり、現状や将来に向けた取組への共通認識を持つため、まちづくりに関するシンポジウム等を開催した。

○まちづくりシンポジウム2014『人口減少時代のコンパクトなまちづくり』

日時：平成26年11月22日

場所：土浦市民会館 小ホール

主催：茨城県、土浦市、茨城県都市計画協会

講師：筑波大学 教授 大澤義明氏

内容：・基調講演「若い世代と地方創生」

・パネルディスカッション「人口減少時代のコンパクトなまちづくり」(筑波大学教授 大澤義明氏(コーディネーター)、株式会社公共イノベーション代表取締役 川島宏一氏(パネリスト)、筑波大学助教 山本幸子氏(パネリスト)、土浦商工会議所会頭 中川喜久治(パネリスト)、NPO法人まちづくり活性化土浦理事長 勝田達也氏(パネリスト)、土浦市都市整備部長 東郷和男氏(パネリスト))

○平成27年度商店街活性化セミナー

日時：平成28年1月25日

場所：亀城プラザ1階 大会議室2

主催：茨城県商店街振興組合連合会、茨城県

講師：有限会社リンクコーポレーション代表取締役社長 牧香代子氏

内容：・「“ウラなんば”の仕掛け人に学ぶ！」

～商店街×インバウンドそして商店街の役割～

○平成27年度中心市街地活性化セミナー

日時：平成28年1月25日

場所：亀城プラザ1階 大会議室2

主催：茨城県、土浦市

講師：NPO法人GPネットワーク 理事 山下裕子氏

内容：・富山県富山市の中心市街地活性化に向けた取組について

～富山市の「グランドプラザ」に学ぶ、稼働率100%の公共空間のつくり方～

・県内事例紹介(土浦市中心市街地活性化基本計画について)

(2) 大学との連携

土浦市では、筑波大学と「連携・協力による協定書」を締結しており、地域活性化シンポジウム「若い世代による土浦まちづくり提案」が、毎年開催されている。

○地域活性化シンポジウム「若い世代による土浦まちづくり提案」

(筑波大学理工学群社会工学類都市計画専攻開設講義

「都市計画マスタープラン実習」平成29年度成果発表会)

日時：平成30年2月9日

場所：県南生涯学習センター 多目的ホール

主催：筑波大学

内容：計画発表(「“輝”人が輝く、まちがきらめく」、「Tsuchiurangle ～市民の市民による市民のためのカスタマイズ～」など)

(3) 基本計画に対するパブリック・コメントの実施

土浦市中心市街地活性化基本計画(案)に対する市民の意見を把握することを目的とし、パブリック・コメントを実施した。

募集期間	平成30年9月5日(水)～9月21日(金)
意見提出者数	6人
意見数	16件
市ホームページ閲覧数	117件

(4)各種事業の連携・調整

中心市街地の活性化を実現するためには、市民、地権者、事業者など様々な主体が一体となって各種事業に取り組む必要がある。

土浦商工会議所と土浦都市開発(株)[※]が中心となり、学識経験者、商業関係者、開発事業者、交通事業者、NPOなど中心市街地のまちづくりに関わる多様な担い手の参画を得て設立された土浦市中心市街地活性化協議会は、これらの各種事業の連携・調整を図る上で重要な役割を担っている。

特に実務レベルの協議を担う同協議会幹事会については、新たな制度などの行政情報の共有化を図り、迅速な対応による各種事業の連携・調整を図っている。

※ 土浦都市開発(株)

資本金：300,000千円

市出資額：149,000千円

出資比率：49.7%